

NASDAQ100 3倍ベア

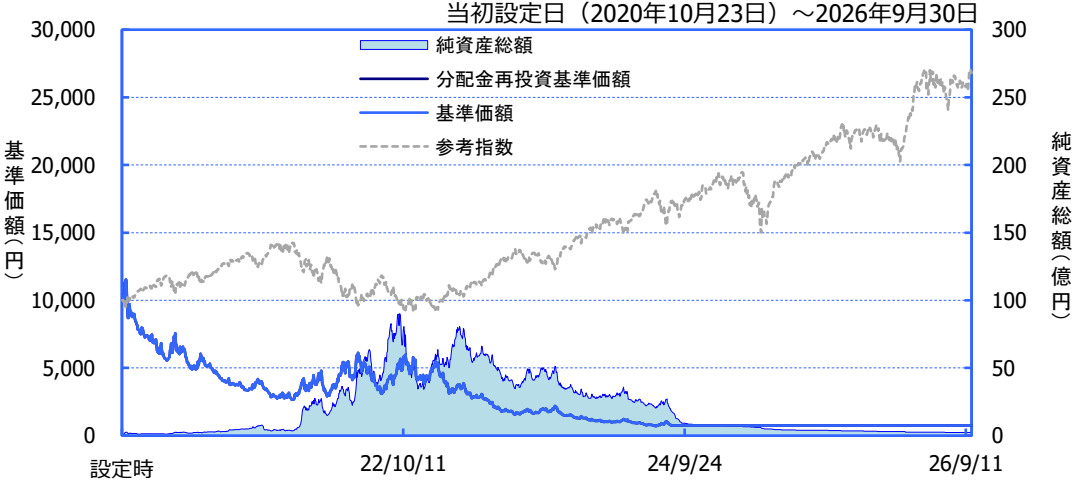
追加型投信／海外／株式／特殊型(ブル・ベア型)  
信託期間 : 2020年10月23日 から 2026年10月22日 まで  
決算日 : 毎年10月22日(休業日の場合翌営業日)  
基準日 : 2026年9月30日  
回次コード : 3433

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

|              |        |
|--------------|--------|
| 2026年9月30日現在 |        |
| 基準価額         | 762 円  |
| 純資産総額        | 229百万円 |

| 期間別騰落率 |         |          |
|--------|---------|----------|
| 期間     | ファンド    | 参考指数     |
| 1カ月間   | +0.1 %  | +3.1 %   |
| 3カ月間   | +0.3 %  | +2.0 %   |
| 6カ月間   | +0.4 %  | +32.5 %  |
| 1年間    | +0.7 %  | +23.8 %  |
| 3年間    | -60.8 % | +109.5 % |
| 5年間    | -80.7 % | +111.3 % |
| 10年間   | -----   | -----    |
| 設定来    | -92.4 % | +168.5 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※参考指数はNASDAQ100指数(税引後配当込み、米ドルベース)です。運用成績と比較するベンチマークではありません。  
※グラフ上の参考指数はグラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月) |         | 分配金     |
|----------|---------|---------|
| 第1期      | (21/10) | 0円      |
| 第2期      | (22/10) | 0円      |
| 第3期      | (23/10) | 0円      |
| 第4期      | (24/10) | 0円      |
| 第5期      | (25/10) | 0円      |
| 分配金合計額   |         | 設定来: 0円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       |     |        | その他資産別構成 |     |    |
|-------------|-----|--------|----------|-----|----|
| 資産          | 銘柄数 | 比率     | 資産       | 銘柄数 | 比率 |
| 国内債券        | 1   | 78.9%  |          |     |    |
| コール・ローン、その他 |     | 21.1%  |          |     |    |
| 合計          | 1   | 100.0% |          |     |    |

| 組入上位10銘柄   |  |            |       |
|------------|--|------------|-------|
| 銘柄名        |  | 償還日        | 比率    |
| 1402国庫短期証券 |  | 2026/11/24 | 78.9% |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |
|            |  |            |       |

《ファンドマネージャーのコメント》

当ファンドは償還に向けて、安定運用を継続してまいりました。  
これまで長きにわたり、当ファンドをご愛顧賜り、誠にありがとうございました。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・日々の基準価額の値動きが NASDAQ100 指数（配当込み、米ドルベース）の値動きの 3 倍程度逆となることをめざします。

### ファンドの特色

- ・日々の基準価額の値動きが NASDAQ100 指数（配当込み、米ドルベース）の値動きの 3 倍程度逆となることをめざして運用を行ないます。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Index の一般的な株式市況への追随可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®および NASDAQ-100 Index の登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なう NASDAQ-100 Index の使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Index の決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Index とそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Index またはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつ NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                           |                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク・信用リスク<br>株価の変動    | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。                                                                                                |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>公社債の価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。                                                  |
| 株価指数先物取引の利用に伴う<br>リスク     | 株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。<br>先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売建てている場合の株式市場の上昇によって、株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。<br>なお、対象指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。                       |
| 連動債券への投資に伴うリスク            | 当ファンドが投資対象とする連動債券において、連動債券が追加発行されないこととなる場合および連動債券の早期償還事由が生じた場合は、株価指数の値動きの 3 倍程度逆の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。<br>連動債券の発行体が、スワップ取引を活用した場合で、スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、株価指数の値動きの 3 倍程度逆の投資成果を享受することができず、予想外の損失を被る可能性があります。 |
| 連動対象の指数に関するリスク            | 当ファンドは、日々の基準価額の値動きが NASDAQ100 指数（配当込み、米ドルベー                                                                                                                                                                                         |

|           |                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | ス) の値動きの 3 倍程度逆となることをめざして、純資産規模を上回る投資を行なうことから、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。                                                                                                        |
| 為替変動リスク   | 為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。<br>為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。                                                       |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                                     |
| その他       | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。<br>また、連動債券の値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があります、その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- レバレッジ運用を行なう先物取引や連動債券への投資においては、一般に借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する債券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用                           |      |                                                                                                     |                                                                                  |
|------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|                                          |      | 料率等                                                                                                 | 費用の内容                                                                            |
| 購入時手数料                                   |      | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>3.3% (税抜3.0%)</b>                                                            | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                           |
| 信託財産留保額                                  |      | ありません。                                                                                              | —                                                                                |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                      |      |                                                                                                     |                                                                                  |
|                                          |      | 料率等                                                                                                 | 費用の内容                                                                            |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                         |      | 年率1.22375%<br>(税抜1.1125%)                                                                           | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。        |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)                       | 委託会社 | 年率0.4875%                                                                                           | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                               |
|                                          | 販売会社 | 年率0.60%                                                                                             | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                       |
|                                          | 受託会社 | 年率0.025%                                                                                            | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                       |
| 投資対象とする<br>連動債券<br>(目論見書作成時点)            |      | 年率0.30%程度                                                                                           | 連動債券にかかる費用等です。                                                                   |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用の<br>概算値<br>(目論見書作成時点) |      | <b>年率1.52375% (税込)以下</b><br>(連動債券にかかる費用等を含めたものです。実際の組入状況等により変動します。)                                 |                                                                                  |
| 安定運用に<br>切り替わること<br>となった場合               |      | 基準価額が5営業日連続して1,000円未満となり、安定運用に切り替わることとなった場合、安定運用開始日の翌日から以下の料率に切り替えます。<br><b>年率0.088% (税抜 0.08%)</b> |                                                                                  |
|                                          |      | 配分(税抜) (注1)                                                                                         |                                                                                  |
|                                          |      | 委託会社                                                                                                | 販売会社                                                                             |
|                                          |      | 年率0.06%                                                                                             | 年率0.01%                                                                          |
| その他の費用・<br>手数料                           |      | (注2)                                                                                                | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 当ファンドおよび連動債券における「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 申込受付中止日                | <p>① ナスダック（米国）またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日</p> <p>②「委託会社の休業日でありかつナスダック（米国）またはシカゴ・マーカンタイル取引所の休業日でない日」の前営業日</p> <p>③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p> <p>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申込締切時間                 | <p>原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）</p> <p>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | <p>● 次に該当する場合には、委託会社の判断で、購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。</p> <p>・株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行なわれないうちもしくは停止されたとき。</p> <p>・株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。</p> <p>● 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。</p> |
| 繰上償還                   | <p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。</p> <p>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合</p> <p>・NASDAQ100 指数（配当込み）が改廃された場合</p> <p>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</p> <p>・やむを得ない事情が発生したとき</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| 収益分配                   | <p>年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 課税関係                   | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISA の対象ではありません。</p> <p>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |

日々の基準価額の値動きは、対象指数の値動きの「ちょうど3倍逆」になるとはかぎりません。その主な要因は次のとおりです。

- イ. 対象指数の値動きと、連動債券が内包する担保付スワップ取引に起因する連動債券の値動きとの差
- ロ. 対象指数の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ハ. 株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ニ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ホ. 運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ヘ. 株価指数先物の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ト. 株価指数先物の最低取引単位の影響
- チ. 配当利回りと短期金利の差
  - ※将来の米国の金利水準によっては、さらに乖離が拡大する場合があります。
- リ. 為替変動により、株価指数先物取引の売建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離することにより、目標とする投資成果が達成できない場合があること

- 1 ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「3倍程度逆」になるわけではありません。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】 翌日に対象指数が10%下落し、翌々日に対象指数が10%上昇した場合

|            | 基準日 | 翌日(前日比) |      | 翌々日(前日比) |      | 翌々日と基準日の比較 |
|------------|-----|---------|------|----------|------|------------|
| 対象指数       | 100 | 90      | -10% | 99       | +10% | -1%        |
| 当ファンドの基準価額 | 100 | 130     | +30% | 91       | -30% | -9%        |

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、  
「当ファンド」の基準価額は  $(91-100) \div 100 = -9\%$  であり、  
対象指数の値動き  $(99-100) \div 100 = -1\%$  の3倍逆とはなっていません。

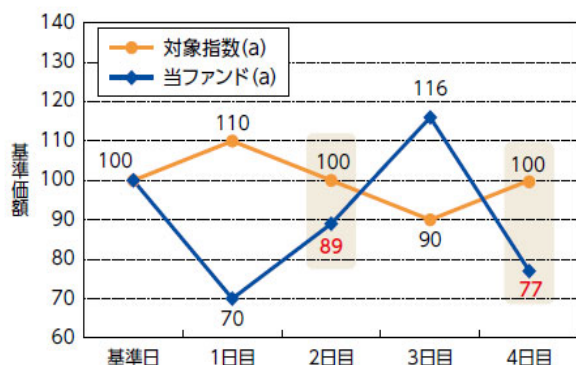
【例2】 翌日に対象指数が10%上昇し、翌々日に対象指数がさらに10%上昇した場合

|            | 基準日 | 翌日(前日比) |      | 翌々日(前日比) |      | 翌々日と基準日の比較 |
|------------|-----|---------|------|----------|------|------------|
| 対象指数       | 100 | 110     | +10% | 121      | +10% | +21%       |
| 当ファンドの基準価額 | 100 | 70      | -30% | 49       | -30% | -51%       |

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、  
「当ファンド」の基準価額は  $(49-100) \div 100 = -51\%$  であり、  
対象指数の値動き  $(121-100) \div 100 = 21\%$  の3倍逆とはなっていません。

- 2 一般に、対象指数が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることとなります。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】 対象指数が±10の範囲で上昇・下落を繰返した場合



左図の「2日目」、「4日目」において「対象指数(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「対象指数(a)」が上昇・下落を繰返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

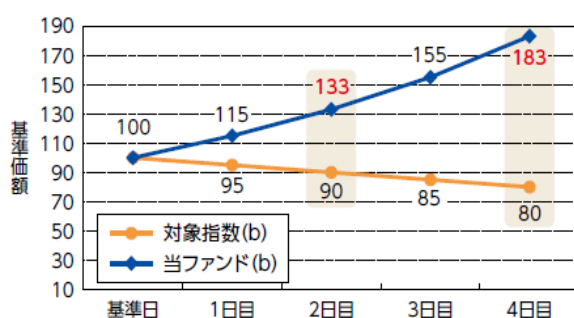
※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

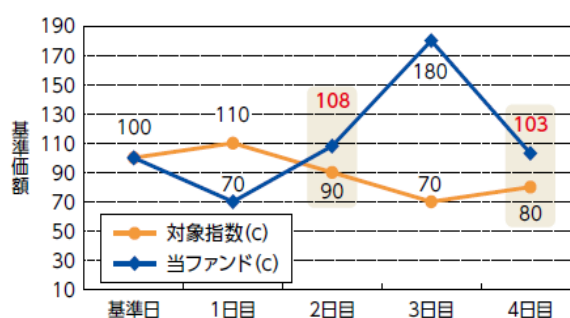
## 【例2】対象指数が

「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」

### (1-1) 一方的に下落した場合



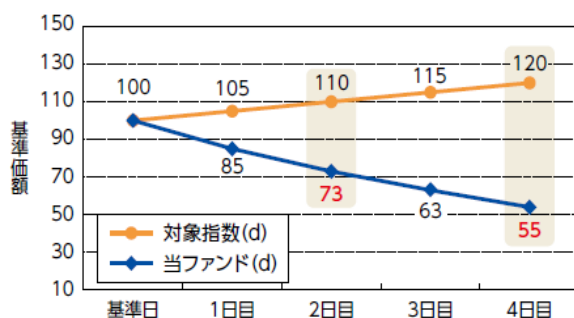
### (2-1) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合



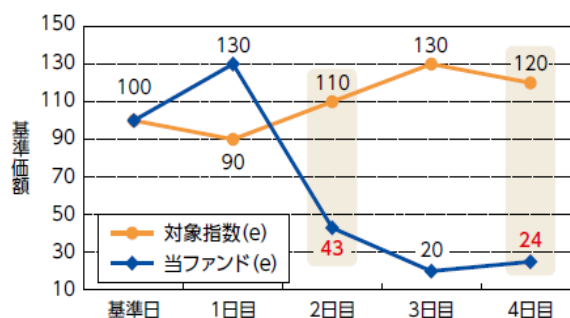
|                           |          | 基準日 | 2日目 | 4日目 |
|---------------------------|----------|-----|-----|-----|
| 対象指数                      |          | 100 | 90  | 80  |
| (1) 一方的に下落した場合            | 当ファンド(b) | 100 | 133 | 183 |
| (2) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合 | 当ファンド(c) | 100 | 108 | 103 |

(1-1)、(2-1)の「2日目」、「4日目」において、「対象指数(b)」および「対象指数(c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「対象指数(b)」に対応する「当ファンド(b)」と「対象指数(c)」に対応する「当ファンド(c)」では、「当ファンド(b)」の方が高い水準となっています。このように、対象指数が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に下落する場合とでは、最終的に対象指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。

### (1-2) 一方的に上昇した場合



### (2-2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合



|                           |          | 基準日 | 2日目 | 4日目 |
|---------------------------|----------|-----|-----|-----|
| 対象指数                      |          | 100 | 110 | 120 |
| (1) 一方的に上昇した場合            | 当ファンド(d) | 100 | 73  | 55  |
| (2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合 | 当ファンド(e) | 100 | 43  | 24  |

(1-1)、(2-1)と同様に、対象指数が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に上昇する場合とでは、最終的に対象指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |          | 登録番号            | 加入協会    |                   |                         |                            |
|--------------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社）   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                   |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券）   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社） | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |                   | ○                       |                            |
| PayPay銀行株式会社                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号 | ○       |                   | ○                       |                            |
| あかつき証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号  | ○       | ○                 |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       |                   | ○                       | ○                          |
| 極東証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号  | ○       |                   |                         | ○                          |
| Jトラストグローバル証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第35号  | ○       | ○                 | ○                       |                            |
| 十六TT証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号 | ○       |                   |                         |                            |
| 松井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○       |                   | ○                       |                            |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。